

《登録者認定試験に合格された方へ（産業保健看護専門家制度名簿登録手続き）》

産業保健看護専門家制度登録者認定試験合格証を受領後、日本産業衛生学会に正会員として入会後に名簿登録の手続きを行ってください。

なお、学生会員の方は正会員資格を取得後に名簿登録手続きをしてください。（学会員資格の手続きは3月より可能）

※ 本制度登録後は会費未納や学会会員への会員種別変更等により日本産業衛生学会の正会員資格を失効した場合は、本制度登録削除となりますのでご注意ください。

I. 産業保健看護専門家制度名簿登録手続き（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿登録申請（様式第17号）

- ・申請方法が様式記入方式から Web フォームに変更となりました。
- ・申請者は名簿登録申請用 URL から入力のうえ申請してください。

2. 登録手数料（手数料 22,000 円（消費税込み））受領証（写）：申請フォームに添付

※ 申請書の登録者試験受験番号には、登録者認定試験時の受験番号を記載する。

※ 「産業保健看護専門家制度登録者 認定試験合格証」は、その交付の日の翌日から起算して 1 年を経過するまでに登録申請を行わない時は、その効力を失う。

ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

※ 有効期間の延長を希望する者は、有効期間超過後 6 か月以内に、有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）を準備し、事務局に送付すること。